

## 貨物軽自動車運送事業経営届出書作成の手引

貨物軽自動車運送事業の経営届出は、貨物自動車運送事業法並びに各運輸支局において公示している「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」の要件に適合していることが必要です。

経営届出書の記載事項及び添付書類は、「貨物自動車運送事業法第36条」及び「貨物自動車運送事業法施行規則第33条」に規定されています。

この手引は、九州運輸局管内において経営届出される場合の一般的な記載要領をまとめたものです。

また、運賃料金設定届出は、貨物軽自動車運送事業の経営届出書と同時に提出されても差し支えありません。

詳細については、管轄する運輸支局の窓口まで直接お問い合わせください。

以下、公示基準等をご理解のうえ、貨物軽自動車運送事業の経営届出様式を使用した場合の記入要領を参考に作成してください。

### ○提出先及び提出部数

- ①提出先は、営業所の所在地を管轄する運輸支局です。
- ②提出部数は、運輸支局提出用に一部、届出者の控えとして一部の計二部必要です。

九州運輸局 自動車交通部 貨物課

◎運輸支局

福岡県 . . .	福岡運輸支局 〒813-0044	輸送部門 福岡市東区千早3丁目10-40	TEL 092-673-1191
佐賀県 . . .	佐賀運輸支局 〒849-0928	企画輸送・監査部門 佐賀市若楠2丁目7-8	TEL 0952-30-7271
長崎県 . . .	長崎運輸支局 〒851-0103	輸送・監査部門 長崎市中里町1368	TEL 095-839-4747
熊本県 . . .	熊本運輸支局 〒862-0901	輸送・監査部門 熊本市東区東町4丁目14-35	TEL 096-369-3155
大分県 . . .	大分運輸支局 〒870-0906	輸送・監査部門 大分市大州浜1丁目1-45	TEL 097-558-2107
宮崎県 . . .	宮崎運輸支局 〒880-0925	輸送・監査部門 宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-3	TEL 0985-51-3952
鹿児島県 . . .	鹿児島運輸支局 〒891-0131	輸送・監査部門 鹿児島市谷山港2丁目4-1	TEL 099-261-9192

運輸局 運輸支局長 殿

## 貨物軽自動車運送事業経営届出書

今般、貨物軽自動車運送事業を経営したいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所)		開始予定日		令和 年 月 日				
ふりがな								
氏名又は名称 (主たる事務所の名称)	(通称名: )							
代表者氏名								
住所 (主たる事務所の位置)								
電話番号								
事業計画の内容 (住所と同じ場合は、 <input type="checkbox"/> 欄にチェックを入れる)								
営業所の名称及び位置								
営業所名	位置							
	<input type="checkbox"/> 住所に同じ							
事業用自動車の種別ごとの数								
	車両数	乗車定員		車両数	乗車定員		車両数	乗車定員
軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
自動車車庫の位置及び収容能力								
位置					営業所からの距離	収容能力		
<input type="checkbox"/> 住所に同じ					m	m <sup>2</sup>		
乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力								
位置					収容能力			
<input type="checkbox"/> 住所に同じ					m <sup>2</sup>			
運送約款(該当する <input type="checkbox"/> 欄にチェックを入れる)								
<input type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号)								
<input type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)								
<input type="checkbox"/> その他運送約款								

## 運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運輸局 支局長 殿

## 宣誓書

- 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。
- 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。
- 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。

令和 年 月 日

住所  
氏名  
(名称)

## 貨物軽自動車運送事業の経営届出様式を使用した場合の記入要領

- 届出日の欄  
経営届出書を**運輸支局に提出する日**を記入してください。
- 開始予定日の欄  
**事業を始める日**を記入してください。
- 氏名又は名称(主たる事務所の名称)の欄
  - 個人**名義で事業を行う場合は、**氏名**を記入してください。(記入例:○○ 一郎)
  - 法人**名義で事業を行う場合は、**会社の正式名称**を記入してください。(記入例:株式会社 ○○運送)
  - 事業経営上、**通称名**を使用する場合は、(**通称名**: )の欄に、**その名称**を記入してください。(記入例: ○○ 運)
- 代表者氏名の欄  
**法人**名義で事業を行う場合に、**代表者の氏名**を記入してください。(記入例:代表取締役 ○○ 一郎)
- 住所(主たる事務所の位置)の欄
  - 個人**名義で事業を行う場合は、**その方の住所**を記入してください。
  - 法人**名義で事業を行う場合は、**会社の本社所在地**を記入してください。
- 電話番号の欄  
**連絡先となる電話番号**を記入してください。
- 営業所の名称及び位置
  - 営業所名の欄  
事業用自動車を配置する**営業所の名称**を記入してください。  
(記入例)
    - 個人名義で1両で事業を行う場合には、自宅が営業所ということが考えられますので、その場合には、本店或い○○運送といった記入が考えられます。
    - 法人名義で事業を行う場合には、会社で決めた名称を記入してください。
  - 位置の欄  
当該**営業所の住所**を記入してください。なお、**住所と同じ場合は、「□住所と同じ」のところの□にレ点**し、住所の記入を省略して結構です。
  - 営業所が複数有る場合の記入等方法  
**2ヶ所目以降の営業所**については、別に定めた**補助用紙**の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
- 事業用自動車の種別ごとの数
  - 営業所ごとの事業用自動車の**種別ごとの数**を、該当する欄に記入してください。  
注)種別のうち、
    - 軽(普通)とは、軽自動車で霊枢及び二輪以外の自動車のことです。
    - 軽(霊枢)とは、軽自動車で霊枢自動車のことです。
    - 二輪とは、二輪バイクで125CCを超える排気量のものです。
  - 営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入方法  
**2ヶ所目以降の営業所分**については、別に定めた**補助用紙**の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
- 自動車車庫の位置及び収容能力
  - 位置の欄  
事業用自動車の**車庫の住所**を記入してください。なお、**住所と同じ場合は、「□住所と同じ」のところの□にレ点**住所の記入を省略して結構です。
  - 収容能力の欄  
**車庫の面積**を記入してください。
  - 営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法  
**2ヶ所目以降の営業所分**については、別に定めた**補助用紙**の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
- 乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力  
「9. 自動車車庫の位置及び収容能力」に準じて記入してください。
- 標準運送約款と同一の運送約款を定めるかどうかの別
  - 標準**貨物軽自動車運送約款、**標準**貨物軽自動車引越運送約を使用する場合には、該当する運送約款の**□にレ点**してください。
  - 標準運送約款以外**の運送約款を使用する場合は、「その他運送約款」の**□にレ点**してください。なお、**この場合当該運送約款を添付**することが必要となります。
- 運行管理体制を記載した書面
  - 所属営業所名の欄  
**上記営業所の名称**を記入してください。
  - 運行管理の責任者氏名の欄  
上記営業所における、**日常の運行管理責任者の氏名**を記入してください。  
(記載例)
    - 個人名義で1両で事業を行う場合には、事業者本人が責任者であれば本人の氏名を記入してください。
    - 法人名義で事業を行う場合には、営業所ごとに会社で選任した責任者の氏名を記入してください。
  - 営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法  
**2ヶ所目以降の営業所分**については、別に定めた**補助用紙**の所定欄に運行管理責任者の氏名を記入してください。
- 宣誓書  
自動車**車庫**について**使用権原**があることが確実である場合、及び、車庫の土地・建物が**都市計画法等(農地法、建築基準法、車両制限令等)**の関係法令に抵触していないこと、貨物の運送に関し**支払うことのある損害賠償の支払い能力を有する**ことが確実である場合に、日付の欄に**届出日と同様の日付**を記載し、住所及び氏名の欄に**届出人の住所、及び、氏名又は名称**を記入してください。なお、宣誓書の記入がない場合は、届出内容が補正されてか

九州運輸局〇〇運輸支局長 殿

届出日 令和 年 月 日

届出書提出日を記入して下さい。

福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島いずれかを記入して下さい。

### <記入例>

## 貨物軽自動車運送事業経営届出書

今般、貨物軽自動車運送事業を経営したいので、貨物軽自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

## 経営届出

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所)		開始予定日		令和 元 年 5 月 7 日				
ふりがな	こくどうつうんそうかぶしがいしゃ							
氏名又は名称 (主たる事務所の名称)	国土交通運送株式会社 (通称名: 国交運送)							
代表者氏名	国土 太郎							
住所 (主たる事務所の位置)	〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3							
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇							
事業計画の内容 (住所と同じ場合は、口欄にチェックを入れる)								
営業所の名称及び位置								
営業所名	本店		位置		<input checked="" type="checkbox"/> 住所と同じ			
事業用自動車の種別ごとの数								
	車両数	乗車定員	車両数	乗車定員	車両数	乗車定員		
軽(普通)	1 両	2 名	軽(霊柩)	〇 両	〇 名	二輪	〇 両	〇 名
自動車車庫の位置及び収容能力								
位置		営業所からの距離		収容能力				
<input checked="" type="checkbox"/> 住所と同じ		5 m		15 ㎡				
乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力								
位置		収容能力						
<input checked="" type="checkbox"/> 住所と同じ		10 ㎡						
運送約款 (該当する口欄にチェックを入れる)								
<input checked="" type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号)								
<input type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)								
<input type="checkbox"/> その他運送約款								
運行管理体制を記載した書面								
所属営業所名		運行管理の責任者氏名						
本店		国土 太郎						
九州運輸局 〇〇支局長 殿								
宣誓書								
<input checked="" type="checkbox"/> 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。								
<input checked="" type="checkbox"/> 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。								
<input checked="" type="checkbox"/> 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。								
令和 元 年 5 月 7 日								
		住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3						
		氏名 国土 太郎						
		(名称)						

「〇〇」部分に管轄地域を記入して下さい。  
※1

事業を始める日を記入して下さい。

個人の場合：事業を行う者の氏名、住所及び連絡先を記入して下さい。  
法人の場合：会社の名称、代表者氏名、本社所在地及び連絡先を記入して下さい。なお、事業を行うにあたって通称名(例：〇〇運送)を使用する場合は、その名称を記入して下さい。

事業用自動車を配置する営業所の名称とその住所を記入して下さい。  
(個人の場合は「本店」などと記入。法人の場合は会社で決めた名称を記入して下さい。)

配置する事業用自動車の種別とその数を記入して下さい。  
(乗車定員は車検証等の記載を確認して記入して下さい。)  
・軽(普通)～軽自動車で霊柩・二輪以外  
・軽(霊柩)～霊柩に用いる軽自動車  
・二輪～125ccを超えるバイク

事業用自動車の車庫の住所、営業所からの直線距離及び車庫の面積を記入して下さい。  
(営業所からの距離は2km以内。収容能力は、1両当たり8㎡以上必要。)

自動車車庫と同様に、住所と面積を記入して下さい。

「標準運送約款」を使用する場合は、使用する約款にチェックを入れて下さい。(約款の添付は不要)  
独自の運送約款を使用する場合のみ「その他運送約款」にチェックを入れ、当該約款も添付して下さい。

上記営業所の名称と日常の運行の管理を行う責任者の氏名を記入して下さい。(個人の場合で本人が責任者の場合は本人の氏名。法人の場合は会社で決めた責任者の氏名を記入して下さい。)

「〇〇」部分に管轄地域を記入して下さい。(※1と同じ管轄地域を記入して下さい。)

自動車車庫に使用権原(正当に使用する権利(所有権や賃借権))があることと、事業を行うにあたって、関係法令を遵守しているかどうかを宣誓していただきます。3ヵ所のチェック欄にし印を付けた上で、届出日と同じ日付、届出人の住所及び氏名を記入して下さい。



# 記載例：経営届出の場合 事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業の許可・事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたものを、又は事業用自動車の代替であることを確認したことを証するものである。

※発行番号：第 〇〇 号  
 発行日：令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日  
 有効期限：発行の日から1ヶ月

「軽」に○を付して下さい。

事業等の種別	旅客〔乗合・貸切・ハイヤー・タクシー・特定〕 貨物〔一般・特定・ <b>軽</b> ・霊柩・第二種利用〕 その他〔レンタカー・（ ）〕			
使用者の名称 (事業者名)	〇〇 〇〇		所属営業所名	本社営業所
使用者の住所 (事業者の住所)	〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3		使用の本拠の位置 (営業所の位置)	〇〇県〇〇市〇〇町4-5-6
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止(減車・まつ消等)する自動車	
自動車登録番号等 (車両番号)	※新自動車登録番号(車両番号)		※登録完了印・登録官印	
	[型式]新車の場合(諸元表の写しを提示) ABC-123		旧自動車登録番号(車両番号)	
	[車台番号]中古車の場合(車検証等の原本若しくは写しを提示) ABC123-456789		※登録完了印・登録官印	
①自動車の年式	… 平成 令和 28 年	①自動車の年式	… 平成・令和 年	
②旅客自動車のみ	… 自動車の乗車定員 人	②旅客自動車のみ	… 自動車の乗車定員 人	
	自動車長さ cm		自動車長さ cm	
③貨物自動車のみ	… 種別〔普通・小型・けん引・被けん引・特種(軽)〕	③貨物自動車のみ	… 種別〔普通・小型・けん引・被けん引・特種〕	
	最大積載量 350 kg		最大積載量 kg	
事業発生理由	新規許可・ <b>新規届出</b> ・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し			
	事業計画の変更〔増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動(運輸支局→運輸支局)〕			
	使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置の変更・自動車登録番号の変更・その他( )			
備考欄				
確認印及び 担当官印 担当部門	※確認印・担当官印		(注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送部門(企画輸送部門)に提出して下さい。 3. 新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証(又は、一時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書)の原本若しくは写しを提示して下さい。 4. 連絡書は、輸送部門(企画輸送部門)の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽自動車にあっては軽自動車検査協会)に提出して下さい。 5. ※印欄は記入しないで下さい。	
輸送・監査部門 (企画輸送部門)	発行元連絡先: 運輸支局 輸送・監査部門(企画輸送部門) TEL - -			

車検証の「使用者氏名または名称」、「使用者住所」、「使用の本拠の位置」を確認しながら記入して下さい。  
 ・使用者名称：軽貨物運送事業者名を記入して下さい。  
 ・使用者住所：軽貨物運送事業者の住所を記入して下さい。  
 (※個人の場合は事業を行っている者の住所、法人の場合は事業を行っている会社の住所)  
 ・所属営業所名：車両を配置する営業所名を記入して下さい。  
 ・使用の本拠の位置：車両を配置する営業所の住所を記入して下さい。  
 (※「所属営業所名」および「使用の本拠の位置」について、それぞれが「使用者の名称」または「使用者の住所」と同じである場合は「同左」または「左に同じ」と記入して下さい。)

型式：諸元表等を確認し、記入して下さい。  
 車台番号：車検証を確認し、記入して下さい。  
 ①自動車の年式：車検証の初度検査年月日を確認して記載して下さい。  
 (例：初度検査年月日が「平成28年 6月」の場合、「平成」に○を付し、「28」年と記入。新車の場合は登録する年度を記入。)  
 ③貨物自動車のみ：「種別」の「軽」に○を付し、最大積載量については車検証を確認して記入して下さい(新車の場合はメーカーのカタログ等を確認して下さい)。

「新規届出」に○を付して下さい。

令和 年 月 日

運輸支局長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名  
電 話 番 号

運賃料金設定届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称  
住 所  
代 表 者 名

2. 事業の種別

貨物軽自動車運送事業

3. 設定した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

4. 設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類	貸切運賃
運賃及び料金の額	別紙のとおり
適 用 方 法	別紙のとおり

5. 実施年月日

年 月 日

# 記載例

※赤枠をご記入下さい。

↓届出日を記入(提出日で可)

令和 年 月 日

○ ○ 運輸支局長 殿

↑福岡

佐賀

長崎

熊本

大分

宮崎

鹿児島

いずれか記入

住 所 ○○県○○市○○町1-2-3

氏名又は名称 ○○ ○○

代 表 者 名

電 話 番 号 ○○○-○○○-○○○○

運賃料金設定届出書

法人の場合は「代表者名」に役職と氏名を記入。

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定したので、下記のとおり提出します。

## 記

### 1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 ○○ ○○

住 所 ○○県○○市○○町1-2-3

代 表 者 名

### 2. 事業の種別

貨物軽自動車運送事業

### 3. 設定した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

例：全 国

←適用地域を記入。

例1：全国 例2：九州 例3：○○県

### 4. 設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類 ○○運賃

運賃及び料金の額 別紙のとおり

適 用 方 法 別紙のとおり

←設定する運賃および料金を記入。

種類

例1：貸切運賃 例2：引越運賃 など

※額や適用方法については別紙を添付。

### 5. 実施年月日

令和 年 月 日

←実施日を記入。

経営届出と同時にあれば、経営届出日

# <貨物軽自動車運送事業運賃料金表>

**【見本】**

## 1. 距離制運賃表

10kmまで	円
20kmまで	円
30kmまで	円
40kmまで	円
50kmまで	円
以後5kmまでを増すごとに	円 加算

## 2. 時間制運賃表

基礎額	4時間又は40kmまで	円
	8時間又は80kmまで	円
加算額	10kmまでを増すごとに	円 加算
	1時間までを増すごとに	円 加算

## 3. 諸料金

- (1) 積込料及び取卸料 分ごとに、 円を加算する。  
 (2) 待機時間料 分を超える場合において、 分までごとに 円を加算する。

## 4. 運賃割増率

### (1) 品目割増

項目	内容	割増率
易損品	電子計算機等の精密機器とその部品、みこし、仏壇、神仏像、ピアノ類	割以上の臨時的約束による
危険品	高圧ガス取締法、消防法及び毒物劇物取締法に定める品目	割以上の臨時的約束による
	火薬類取締法に定める品目、放射性物質及びこれに類するもの	割以上の臨時的約束による
特殊物件	引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	割
汚わい品	塵芥等の廃棄物、し尿等	割
貴重品・高価品	貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	割以上の臨時的約束による

### (2) 特大品割増

1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を加えたもの、重量100kg又は容積1m <sup>3</sup> 以上のもの	割以上の臨時的約束による
--	--------------

## (3) 冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月1日 至 3月31日	
岩手県のうち北上市・久慈市・遠野市・二戸市・八幡平市・滝沢市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡		
福島県のうち会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡		
岐阜県のうち高山市・飛騨市・下呂市・郡上市・大野郡		

## (4) 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る	割
-----------------	---

## (5) 深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離	割
----------------------	---

## 5. 消費税及び地方消費税の加算(免税対象となる取引は除く。)

運賃料金総額 × 消費税法等に基づく税率

## 6. 運賃料金適用方法

- 運賃料金は、使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
- 運賃は、運賃表に掲げてある金額(以下「基準運賃」という。)の上下それぞれ %の範囲内で計算します。
- 割増率・割引率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ %の範囲内で計算します。
- 運賃料金を計算する場合において生じた端数は、 円単位に切り上げるものとします。
- 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が2途以上ある時は、その最短となる経路のキロ程により計算します。
- 2種類以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。
- 3ヶ月以上にわたる文書による運送契約については、基準運賃に対して %以内の割引率を適用することができます。
- 往復輸送の場合は、復路及び復路の基準運賃について、それぞれ %以内の割引率を適用することができます。
- 荷主の責により、30分を超えて車両を留置された場合(貨物の積卸時間を含む)は、所定の車両留置料を収受します。
- 貨物の発地又は着地が東京都特別区又は政令指定都市の場合は、所定の地区割増料を収受します。
- 有料道路利用料、フェリー利用料、1個の重量が30kgを超える荷物の積卸作業等にかかる費用は、実費として収受します。
- 時間制運賃の走行キロ及び時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着した時から、その作業が終了して車庫に帰着するまでとします。
- この適用方法に定めのない事項は、法令に反しない範囲で当事者の取り決め又は慣習によるものとします。